

(参考) 改正後全文

平成20年3月28日
19文科初第1403号
社援発第0328004号
〔第1次改正〕

平成23年11月29日
23文科初第1244号
社援発1129第6号

〔第2次改正〕

平成25年6月26日
25文科初第431号
社援発0626第10号

〔第3次改正〕

平成27年2月17日
26文科初第1224号
社援発0217第43号

〔第4次改正〕

平成28年4月1日
28文科初第52号
社援発0401第43号

〔第5次改正〕

平成29年3月30日
28文科初第1716号
社援発0330第25号

〔第6次改正〕

平成30年8月7日
30文科初第591号
社援発0807第4号

〔第7次改正〕

令和6年6月28日
6文科初第807号
社援発0628第14号

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 学 長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学・厚生労働省令第 2 号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線 2380、2383）

厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室資格試験係
電話：03-5253-1111（内線 2845、2867）

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針

1 校地・校舎及び施設設備等に関する事項

(1) 校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。

なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 賃貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい）。

イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、校舎等建物が自己所有の場合については、申請年内（12 月末日まで）に工事を完了すること。

(2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。

(3) 本指針において備えることとされている備品等については、原則として全て申請年内に備え付けを完了すること。

(4) 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒 1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

(5) 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室（内法による測定で、概ね 1 ベッド当たり 11.0 平方メートル以上の広さを有すること。）及び 6 畳又は 8 畳の和室を設けること。和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けるのが望ましいが、在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋でなくても、また、押入れを設けなくても差し支えないこと。

(6) 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒 1 人当たり 1.65 平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。

- (7) 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり 1.65 平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台（同時に授業を行う生徒6人につき1台）を備えること。なお、調理実習室と裁縫作業室をそれぞれ設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。
- (8) 図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。
- (9) 更衣、演習、学生相談等に利用できる設備を設けることが望ましいこと。
- (10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々
の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1	
成人用ベッド	生徒5人に1	ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式のいずれも可とする。
スライディングボード 又はスライディングマット	適当数	
車いす	生徒5人に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2	
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	適当数	
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。

視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等。
障害者用調理器具、障害者用食器	適当数	
和式布団一式	1	
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。

(注) 処置台又はワゴンについては、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

(11) 教育用機械器具等については、設置者が所有するものであることを原則とすること。

ただし、福祉系高等学校等の適切な管理の下、当該福祉系高等学校等に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに、随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。

(12) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号。

以下「学校指定規則」という。）別表第 5 に定める科目の教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望も勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。

2 設置計画書に関する事項

(1) 福祉系高等学校等を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による福祉系高等学校等設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

ただし、これにより難しい場合にあっては文部科学省へ相談すること。

(2) 福祉系高等学校等の生徒の修業年限、養成課程、定員（定員を増加する場合に限る。）

及び学級数を変更しようとする者は、学則等を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる福祉系高等学校等定員変更計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。ただし、これにより難い場合にあっては文部科学省へ相談すること。

（3）福祉系高等学校等設置計画書及び福祉系高等学校等定員変更計画書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は2部とすること。

（4）設置計画書又は定員変更計画書の提出にあっては文部科学省にあらかじめ相談すること。

（5）介護福祉士養成に係る学科の設置に関する広告等は、自らの責任において福祉系高等学校等設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

ただし、設置について計画段階であることがわかるような表現とすること。

3 指定申請書等に関する事項

（1）社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第3条の指定の申請並びに第4条第1項及び第2項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては変更を行おうとする日）の6か月前までに、様式2による福祉系高等学校等指定申請書又は様式2に準ずる福祉系高等学校等変更承認申請書を、地方厚生（支）局長に提出すること。

ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第10条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第9条第1項第5号に掲げる事項のうち、入学定員又は入所定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。

（2）福祉系高等学校等指定申請書及び福祉系高等学校等変更承認申請書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は、2部とすること。

（3）生徒の募集（募集要項の配付や入学試験の実施等をいう。以下同じ。）は、福祉系高等学校等指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、生徒の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。

ア 申請者の責任において行うこと。

イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。

ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

4 学則等に関する事項

学則又はこれに準ずるものであって、福祉系高等学校等における教育の方針や内容等を定めるもの（以下「学則等」という。）には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア 設置目的

イ 名称

ウ 位置

エ 修業年限

オ 生徒定員及び学級数（通信課程にあっては、生徒定員）

カ 養成課程及び履修方法

キ 学年、学期及び授業を行わない日

ク 入学時期

ケ 入学資格

コ 入学者の選考

サ 入学手続

シ 退学、休学、復学、卒業

ス 成績考査

セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等

ソ 教職員の組織

タ 賞罰

5 生徒に関する事項

- （１）学則等に定められた生徒の定員を厳守すること。
- （２）入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- （３）入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。
- （４）生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- （５）学校指定規則別表第５に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の３分の２（ただし、介護実習については５分の４）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則等にその旨が明記されていること。

- (6) 他の福祉系高等学校等において履修した科目については、当該福祉系高等学校等における科目と同一である場合には、当該福祉系高等学校等における科目の履修に替えて差し支えないこと。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- (8) 入学、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

6 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、学校指定規則別表第 5 に定める各科目を担当するのに適当な数であること。
- (2) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定により授与された福祉の教科の高等学校の教員免許状（以下「福祉の教員免許状」という。）を有する教員により、学校指定規則第 8 条第 2 号に規定する教員の数を満たす必要があること。
- (3) 学校指定規則第 8 条第 3 号から第 5 号までに規定する 1 人はおくこととされている教員については、福祉の教員免許状を有する者であること。
- (4) 1 人の教員が学校指定規則第 8 条第 4 号及び第 5 号のいずれの基準も満たす場合には、当該教員を学校指定規則第 8 条第 4 号及び第 5 号に規定する教員として差し支えないこと。
- (5) 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者であること。なお、「医療的ケア教員講習会修了者等」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第 0824 第 1 号平成 23 年 8 月 24 日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。

ただし、当分の間は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の指導経験を有する者についても、医療的ケアの教員として認められること。

また、当該福祉系高等学校等の教員のほか、外部から教員を招へいし、医療的ケアの教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、6 の（5）の教員要件を満たす必要があること。

7 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第5に定める各科目の教育内容は、別表1以上であること。
- (2) 学校指定規則別表第5に定める各科目は、別表1に定める求められる介護福祉士像、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえて教授すること。この場合、当該各科目には、教育に含むべき事項が全て含まれていること。また、授業を行う際には、当該授業を行う科目に含まれる教育に含むべき事項に係る留意点を含んだ内容とすること。
- (3) 介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。
- (4) 合同授業（福祉系高等学校等で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は福祉系高等学校等の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（福祉系高等学校等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいて行って差し支えないこと。
- (5) 医療的ケアについては、福祉系高等学校等が自ら実施することが困難である場合には、他の福祉系高等学校等、介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、改正後の附則第4条第2項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）等と連携して実施することも可能であること。

その際、学校教育法施行規則等に基づき、連携先における学修等が当該高等学校等の科目の履修とみなせるよう十分留意すること。

- (6) 福祉系高等学校等における各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。よって、例えば1単位時間を45分として運用することも可能であること。なお、学校の管理運営上、1単位時間を50分として運用する福祉系高等学校等については、指定上は31.5回分の授業の履修をもって1単位として認めること。ただし、介護実習については、1単位時間を50分以上として運用すること。

8 実習に関する事項

- (1) 学校指定規則第5条第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、

利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することに重点を置いた内容とすること。

- (2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。
- (3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。
- (4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。介護実習Ⅱを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、教育に含むべき事項を全て体験・学習できるよう配慮すること。
- (5) 学校指定規則第5条第1項第14号のロに規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上であれば満たすものであること。
- (6) 実習内容、実習指導体制及び実習中の安全管理等については、福祉系高等学校等と介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行うこと。
- (7) 介護実習施設等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。
- (8) 福祉系高等学校等の実習を担当する教員は、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の学生について実習の課題を把握し、実習目標の達成状況を踏ま

え、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が福祉系高等学校等において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えないこと。

(9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあっては、実習期間前に福祉系高等学校等と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、(8)によらなくても差し支えないこと。

(10) 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。

(11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び生徒に対して徹底を図ること。

(12) 介護実習における医療的ケアの実地研修の扱いについては、8の2によること。

8の2 医療的ケアに関する事項

(1) 基本研修（社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号）による改正後の学校指定規則（以下「新学校指定規則」という。）別表第5備考2に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。）に関する事項

ア 講義に関する事項

講義の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。

イ 演習に関する事項

医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。

(ア) 喀痰吸引

1) 口腔 5回以上

2) 鼻腔 5回以上

3) 気管カニューレ内部 5回以上

(イ) 経管栄養

1) 胃ろう又は腸ろう 5回以上

2) 経鼻経管栄養 5回以上

(ウ) 救急蘇生法 1回以上

ウ 基本研修修了証明書の交付に関する事項

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、国家試験の受験の義務付け及び介護福祉士としての喀痰吸引等の行為の実施が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期となり、併せて、医療的ケア（基本研修）の修了の必須化も1年間延期となった。

この結果、平成27年度以前の福祉系高等学校等の卒業の要件として、「基本研修の修了」が必須とされているものではないことから、基本研修を修了していなくても福祉系高等学校等を卒業させることは可能であるが、生徒が基本研修を修了した上で卒業した場合には、認定特定行為業務従事者の喀痰吸引等研修（法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。）の課程の一部が免除となり得るため、各福祉系高等学校等においては、基本研修を修了した生徒に対して、様式3による基本研修修了証明書を交付すること。

(2) 実地研修（新学校指定規則別表第5備考3に規定する実地研修をいう。以下同じ。）に関する事項

ア 実地研修を行うことができる生徒は、基本研修を修了した生徒に限られること。

イ 実地研修の回数は、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次のとおりとすること。

ただし、実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件（「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（社援発1111第1号平成23年11月11日付け厚生労働省社会・援護局長通知））を満たしている必要があること。

(ア) 喀痰吸引

1) 口腔 10回以上

2) 鼻腔 20回以上

3) 気管カニューレ内部 20回以上

(イ) 経管栄養

1) 胃ろう又は腸ろう 20回以上

2) 経鼻経管栄養 20 回以上

ウ 実地研修は、基本的には介護実習又は「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」の中で実施することとする。なお、実地研修については、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者（法第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）との連携なども考えられること。

エ 実地研修修了証明書に関する事項

医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても福祉系高等学校等を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各福祉系高等学校等においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式 4 による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、基本研修まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、介護実習Ⅰ・Ⅱのいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場合には、(3)の要件を満たす必要があること。

9 情報公開に関する事項

(1) 開示すべき情報の内容は、別表 2 に定める内容以上であること。

(2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや生徒募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

10 運営に関する事項

(1) 福祉系高等学校等の経理が他と明確に区分されていること。

(2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

- (3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

11 特例高等学校等に関する事項

- (1) 学校指定規則附則第2条に規定する特例高等学校等（以下、単に「特例高等学校等」という。）における実習については、専攻科及び別科以外の特例高等学校等にあつては、介護実習Ⅱを105時間（3単位）以上、専攻科にあつては、介護実習Ⅱを70時間（2単位）以上行うよう努めること。
- (2) 特例高等学校等にあつては、1及び4から10まで（8の（2）は除く。）にかかわらず、上記（1）及び学校指定規則附則第2条に規定するほか、教員、施設設備等については、適切に授業を行えるものであること。

12 経過措置に関する事項

- (1) 平成21年度において新規に開設する福祉系高等学校等については、2の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。
- (2) 平成21年3月31日に現に存する高等学校等（基本的な設備が完成しているものを含み、平成21年4月1日以降に増築され、又は改築された部分を除く。）については、当分の間、1の（4）中「1.65平方メートル以上であること」とあるのは、「1.65平方メートル以上を標準とすること」と、1の（5）中「11.0平方メートル以上の広さを有する」とあるのは、「11.0平方メートル以上の広さを標準として有する」と、1の（6）及び（7）中「1.65平方メートル以上の広さを有し」とあるのは「1.65平方メートル以上の広さを標準として有し」と読み替えることとする。
- (3) 学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本介護福祉士会が平成20年度に行う学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。
- (4) 学校指定規則附則第5条第7号に規定する「新指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成21年3月31日までの間において、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に規定する講習会に相

当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあつては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。

- (5) 「「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について」(平成30年8月7日付け30文科初第591号・社援発0807第4号本職通知)の修業年限に応じた適用日の前日において現に存する福祉系高等学校等のうち当該適用日から入学する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出を行う福祉系高等学校等にあつては、原則、当該適用日の6か月前までに変更の届出を行うこと。

13 その他

(1) 制度の見直しについて

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第9条第2項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされていることを踏まえ、平成21年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了解ありたいこと。

(2) 現に福祉系高校等において教授している有資格者等について

福祉の教員免許状を有さずに介護福祉士や看護師その他現に福祉系高校等において教授している有資格者等については、特別免許状制度等を活用することで学校指定規則第8条第2号に規定する教員の数に含めることができること。このため、当該制度の適切な活用することにより、今後も効果的かつ実践的な教育に努められたいこと。

別表 1

求められる介護福祉士像				
1 尊厳と自立を支えるケアを実践する 2 専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5 QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10 介護職の中で中核的な役割を担う + 高い倫理性の保持				
領域	領域の目的			
人 間 と 社 会	1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2 人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	社会福祉基礎	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能	① 人間の尊厳と人権・福祉理念 ② 自立の概念	① 人権思想・福祉理念の歴史の変遷を理解し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う内容とする。 ② 人間にとっての自立の意

		力の基礎を養う学習とする。		味と、本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を理解する内容とする。
		(1) 対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	① 人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ② チームマネジメント	① 人間関係を形成するために必要な心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解する内容とする。 ② 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用等の人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解する内容とする。
		(1) 個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 (2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの	① 社会と生活のしくみ ② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③ 社会保障制度 ④ 高齢者福祉と介護保険制度 ⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制	① 個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ② 地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③ 社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解する

		基礎的な知識を習得する学習とする。 (3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 (4) 高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	度 ⑥ 介護実践に関連する諸制度	とともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。 ④ 高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑤ 障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑥ 人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。
	人間と社会に関する選択科目（教科：公民、数学、理解、家庭）	以下の内容のうちから福祉系高等学校等ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物基礎、生物） ② 社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B） ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基礎的な知識と技術の学習（科目例：家庭基礎、家庭総合） ④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：現代社会、倫理、政治・経済） ⑤ 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習（科目例：公共） ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：生活と福祉）		
介護	領域の目的			
	1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。			

3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。			
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
介護福祉基礎	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	① 介護福祉の基本となる理念 ② 介護福祉士の役割と機能 ③ 介護福祉士の倫理 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦ 協働する多職種の役割と機能 ⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨ 介護従事者の安全	① 複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ② 地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④ ICFの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。

				⑤ 介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携など、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨ 介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。
	コミュニケーション技術	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力	① 介護を必要とする人とのコミュニケーション ② 介護における家族とのコミュニケーション	① 本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ② 家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップ

		力を養う学習とする。	③ 障害の特性に応じたコミュニケーション ④ 介護におけるチームのコミュニケーション	を構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③ 障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④ 情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。
生活支援技術（医療的ケアを含む。）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。併せて、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の	① ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を	

			介護 ⑨ 休息・睡眠の介護 ⑩ 人生の最終段階における介護 ⑪ 福祉用具の意義と活用 ⑫ 医療的ケア実施の基礎 ⑬ 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ⑭ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ⑮ 演習	習得する内容とする。 ⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。 ⑫ 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑬ 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ⑭ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。
--	--	--	--	---

				る。 ⑮ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。
	介護過程	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解	① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。
	介護総合演習	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求	① ・ 実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・ 実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。

	介護実習	(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得するための学習とする。 (2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域における生活支援の実践	① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ② 多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころとからだのしくみ	領域の目的			
	1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだの理解	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠と	① こころとからだのしくみ I ア こころ	① 介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解す

		なる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	のしくみの理解 イ からだのしくみの理解 ② こころとからだのしくみⅠⅠ ア 移動に関連したこころとからだのしくみ イ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ 食事に関連したこころとからだのしくみ エ 入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ 排泄に関連したこころとからだのしくみ カ 休息・睡	る内容とする。 ②ア～カ 生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ 人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。
--	--	------------------------------------	--	--

			眠に関連したところからだのしくみ キ 人生の最終段階のケアに関連したところからだのしくみ	
		人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うところからだの変化と生活	① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。
		認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域	① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に	① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活

		の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。
		障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③ 障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、QOLを高める支援につながる内容とする。 ④ 障害のある人の生活を

				地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。
--	--	--	--	--

(注)「生活支援技術」に含まれる「医療的ケア」に関する留意事項

- ・ 「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」までについて50時間の教育を行うこととし、「演習」については50時間に含めないこと。
- ・ 「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
- ・ 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「演習」の回数は次のとおりとすること。
 - ア 喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
 - イ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
 - ウ 救急蘇生法：1回以上

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先 ② 法人の代表者の氏名 ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業 ④ 財務諸表（設置者が法人の場合）
福祉系高等学校等に関する情報	① 名称、住所及び連絡先 ② 福祉系高等学校等の校長の氏名 ③ 開設年月日 ④ 学則等 ⑤ 施設設備の概要（図書蔵書数を含む。）
養成課程に関する情報	① 養成課程の教育課程表 ② 定員 ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 教員数、科目別担当教員名 ⑥ 使用する教材 ⑦ 教材 ⑧ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 ⑨ 介護実習の内容及び特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学者数）
その他の情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式1)

福祉系高等学校等設置計画書

1 学校名						
2 位 置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名					
	住 所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
	(1) 法第40条第2項第4号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
	(2) 法附則第2条第1項(第2 号・第3号)の特例高等学 校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
6 校長の 氏名						
7 必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に◎印を、領 域「介護」「ここ ろとからだのし くみ」に1人以上 必要な教員には、 ○印を記すこと)	氏 名	年齢	担当科目	資格・免許	教員調書 頁番号	

8 医療的ケア を担当する教 員						
9 その他の教 員						
10 開 講 科 目 対 照 表	領 域	科 目 名 (単 位 数)			同時に 受講する 生徒数	単位数
	人間と 社会	社会福祉基礎 (4)				
		人間と社会 に関する 選択科目 (4)				
	介 護	介護福祉基礎 (5)				
		コミュニケーション技術 (2)				
		生活支援技術 (10)				
		介護過程 (4)				
		介護総合演習 (3)				

		介護実習 (13)	(介護実習Ⅰの計)					
			(介護実習Ⅱの計)					
			計					
	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解 (8)						
合 計								
11 建 物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	建物 延面積		m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	12 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形		体	視聴覚機器			器
人体骨格模型		体	障害者用調理器具・食器類			台		
成人用ベッド		床	和式布団一式			式		
移動用リフト		台	吸引装置一式			式		
スライディングボード・マット		台	経管栄養用具一式			式		
車いす		台	処置台又はワゴン			台		
簡易浴槽		槽	吸引訓練モデル			体		
ストレッチャー		個	経管栄養訓練モデル			体		
排せつ用具		個	心肺蘇生訓練用器材一式			式		
歩行補助つえ		本	人体解剖模型			体		
13 実 習 施 設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	実 習 指導者	実習指導 者調書頁 番号	実 習 区 分
								I II
								I II
								I II

								I	II
								I	II
14 整備に要する経費	区分	整備方法						金額	
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）						千円	
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）						千円	
	設備							千円	
	合計							千円	
15 資金計画	区分	金額							
	自己資金	千円							
	借入金	千円							
	その他（具体的に）	千円							
	合計	千円							

（注１）記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

（注２）７、８の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

（注３）１１の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。

（注４）１４の整備に要する経費及び１５の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指定規則第8条第4号の要件	該当 ・ 非該当		
指定規則第8条第5号の要件	該当 ・ 非該当		
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況	研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等 の試行事業又は研修事業(不特 定多数の者を対象としたものに 限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会、医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者については、当該修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了 （修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 （資格取得時期 年 月）	
区 分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

（注１）各実習指導者ごとに作成すること。

（注２）「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は３年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
 - ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として３年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
 - ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
 - ・ それら以外の者にあつては④と、
- 記載すること。

（注３）実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械器具及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には 1～12 に加え以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録

(様式2)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣
殿
地方厚生（支）局長

申 請 者 印

福祉系高等学校等指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

福祉系高等学校等指定申請書

1 学校名						
2 位 置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名					
	住 所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
	(3) 法第 40 条第 2 項第 4 号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
	(4) 法附則第 2 条第 1 項 (第 2 号・第 3 号) の特例高等学 校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
6 校長の 氏名						
7 必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に◎印を、領 域「介護」「こ ろとからだのし くみ」に 1 人以上 必要な教員には ○印を記すこと)	氏 名	年齢	担当科目	資格・免許	教員調書 頁番号	

8	医療的ケア を担当する教 員							
9	その他の教 員							
10	開 講 科 目 対 照 表	領 域	科 目 名 (単 位 数)				同時に 受講する 生徒数	単位数
		人間と 社会	社会福祉基礎 (4)					
	人間と社会 に関する 選択科目 (4)							
			計					
	介 護	介護福祉基礎 (5)						
		コミュニケーション技術 (2)						
		生活支援技術 (10)						
		介護過程 (4)						
		介護総合演習 (3)						
		介護実習 (13)	(介護実習Ⅰの計)					
			(介護実習Ⅱの計)					

			計					
	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解 (8)						
	合 計							
11 建 物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	建物 延面積		m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	12 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体		
	13 実 習 施 設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	実 習 指導者	実習指導 者調書頁 番号
								I II
								I II
								I II
								I II
								I II
14 整備に要 する経費	区分	整備方法					金額	
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）					千円	

	建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）	千円
	設備		千円
	合計		千円
15 資金計画	区分	金額	
	自己資金	千円	
	借入金	千円	
	その他（具体的に）	千円	
	合計	千円	

（注１）記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

（注２）７、８の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

（注３）１１の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。

（注４）１４の整備に要する経費及び１５の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称			
氏名			
生年月日		年齢(歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指定規則第8条第4号の要件		該当 ・ 非該当	
指定規則第8条第5号の要件		該当 ・ 非該当	
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況	研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称		年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称		取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会、医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者については、当該修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了 （修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 （資格取得時期 年 月）	
区 分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

（注１）各実習指導者ごとに作成する。

（注２）「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は３年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として３年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

（注３）実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械器具及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には 1 から 12 に加え以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録

(様式3)

基本研修修了証明書

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
講義	実時間：50 時間以上
演習	ア 喀痰吸引 (ア) 口腔 5 回以上 (イ) 鼻腔 5 回以上 (ウ) 気管カニューレ内部 5 回以上 イ 経管栄養 (ア) 胃ろう又は腸ろう 5 回以上 (イ) 経鼻経管栄養 5 回以上 ウ 救急蘇生法 1 回以上

上記の者は、当福祉系高等学校等において基本研修（新学校指定規則に規定する別表第5備考2に規定する講義及び演習）を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

福祉系高等学校等・代表者氏名

印

(様式4)

実地研修修了証明書

フリガナ		
氏 名		
喀痰吸引	種 類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①口腔 (10 回以上)	
	②鼻腔 (20 回以上)	
	③気管カニューレ内部 (20 回以上)	
経管栄養	種 類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①胃ろう又は腸ろう (20 回以上)	
	②経鼻経管栄養 (20 回以上)	

上記の者は、当福祉系高等学校等において医療的ケアに関する実地研修（新学校指定規則に規定する別表第5備考3に規定する実地研修）を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

福祉系高等学校等・代表者氏名

印